

## 国際人権基準の企業活動における実現： 指導原則をめぐるアジアと国際社会の動きに焦点をあてて

はじめに：2016 年度の活動

菅原絵美「国際人権基準の越境的実施：人権ガバナンスにおける企業活動の規制」グローバル・ガバナンス学会  
部会 4「新しいグローバル・ガバナンスの試み」(2016 年 5 月 14 日 (土) 早稲田大学)

菅原絵美「他国における自国企業の人権侵害に対する国家の義務：国連憲章及び普遍的人権条約に基づく人権保  
障制度を中心に」国際法学会 2016 年度研究大会第 2 日目第 1 分科会 (2016 年 9 月 10 日 (土) 静岡県コンベン  
ションアーツセンター・グランシップ)

菅原絵美「企業の社会的責任と国際制度：『ビジネスと人権』を事例に」『論究ジュリスト』第 19 号 (2016 年)

菅原絵美「『指導原則』から 5 年：『ビジネスと人権』の推進と残された課題」『国際人権ひろば』第 132 号 (2017  
年 3 月)

菅原絵美「(書評) ジョン・ジェラルド・ラギー著・東澤靖訳『正しいビジネス：世界が取り組む「多国籍企業と  
人権」の課題』『大原社会問題研究所雑誌』第 695・696 号 (2016 年)

### 1. ビジネスと人権をめぐる動き

(1) 第 5 回ビジネスと人権に関する国連フォーラム (2016 年 11 月 14-16 日)

「リーダーシップと Leverage (働きかけ)：グローバル経済を動かすルールとリーダーシップに人権を組み込む」

・国家のリーダーシップと Leverage

国際投資協定／国営企業／規制／公的金融機関／救済 (司法的・非司法的)／政府調達／国別行動計画  
先住民族との協議

・企業のリーダーシップと Leverage：バリューチェーン&ステークホルダー

・金融機関の役割：法人税制、投資家 (機関投資家)、銀行、腐敗防止、占領地への投資 (パレスチナ問題)

(2) 多国籍企業と人権に関する開放型政府間作業部会第 2 会期 (2016 年 10 月 24-28 日)

### 2. 企業の人権尊重責任：国際人権法の越境的実施の展開

(1) 国連憲章に基づく人権保障制度

①人権と多国籍企業の課題に関する作業部会

1)訪問(country visits)後の企業への勧告

モンゴル (2012 年 10 月)、アメリカ (2013 年 5 月)、ガーナ (2013 年 7 月)、アゼルバイジャン (2014 年 8  
月)、ブラジル (2015 年 12 月) 韓国 (2016 年 5-6 月)、メキシコ (2016 年 8-9 月)

2)企業に対する通報 (communications)

「ビジネスと人権」の侵害事例に関する通報：68 件 (なお、企業に対する通報は 8 件)

・IAMGOLD (カナダ企業) 2013 年 4 月 4 日 (受入国スリナムに対して通報)：返答あり

・POSCO (韓国企業、受入国インド) 2013 年 6 月 11 日 (本国韓国に対して通報)：返答あり

・Vita Food Factory (タイ企業) 2014 年 7 月 15 日 (タイに対して通報)：返答なし

・Natural Fruit Company (タイ企業) 2014 年 7 月 15 日 (タイに対して通報)：返答なし

・Asia Pulp and Paper (インドネシア企業) 2015 年 7 月 7 日 (インドネシアに対して通報)：返答あり

- ・ OxyRB (韓国企業) 2016 年 2 月 12 日 : 返答あり
- ・ Mega First Corporation Berhad (マレーシア企業) 2016 年 2 月 29 日 (受入国ラオスおよび本国マレーシアに対して通報) : 返答なし
- ・ Mineral Commodities Limited (豪企業) 2016 年 5 月 31 日 (南アフリカに対して通報) : 返答なし

## ②イスラエル入植に関する特別手続

1967 年以降に占領されたパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者 (2012 年) 等による勧告  
イスラエル入植に関する独立した国際事実調査団 2013 年報告書 (A/HRC/22/63)

イスラエル入植に関与する企業データベースの作成 (2016 年 3 月 24 日) (A/HRCRES/31/36, para.17)

(国連人権理事会第 34 会期 (2017 年 2 月 27 日~3 月 24 日) にてデータベースの提出、毎年更新)

(2) 投資仲裁制度における「ビジネスと人権」: 2017 年度の研究課題

## ○投資協定をめぐる裁判における「企業の人権 (水への権利) を尊重する国際法上の義務」

投資紛争解決国際センター (ICSID) での Urbaser S.A. 対アルゼンチン仲裁判断 (2016 年 12 月)

スペイン・アルゼンチン二国間投資協定第 10 条 5 項において ICSID に投資家 (企業) からの付託が規定されるという、企業に一定の国際法主体性を認める限定的な条件での判断。

アルゼンチンの大ブエノスアイレス都市圏での上下水道事業に関するコンセッション契約に関する事件で、申立人 (投資家側) はアルゼンチンの通貨危機・債務危機後の地方政府との再交渉のなかで様々な妨害を受け、これら妨害行為は投資協定違反に当たると訴えた。一方、被申立国は、問題は申立人の経営にあり、反訴として申立人の事業の失敗は、水への権利に基づく国際法上の義務の違反であると訴えた。仲裁廷は国際法上の義務 (尊重義務のみ) を認めたとうえで、違反は認められず (この判断のなかで指導原則に触れる)。

## 3. 国家の人権保護義務: 本国の域外的保護義務

(1) 国連憲章に基づく人権保障制度

### ①2016 年 3 月 24 日国連人権理事会決議 (賛成 32、反対 0、棄権 15)

31/36 東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域及び占領下のシリア領ゴランのイスラエル入植地領域内に所在地がある及び/または管轄下にある企業 (国家によって所有または支配される企業も含む)

Urges all States:

(b) To implement the Guiding Principles on Business and Human Rights in relation to the Occupied Palestinian Territory, including East Jerusalem, and to take appropriate measures to help ensure that businesses domiciled in their territory and/or under their jurisdiction, including those owned or controlled by them, refrain from committing or contributing to gross human rights abuses of Palestinians, in accordance with the expected standard of conduct in the Guiding Principles and relevant international laws and standards, by taking all necessary steps;  
(A/HRC/RES/31/36, para.12 (2016))

### ②国連人権理事会での「人権と多国籍企業の課題に関する作業部会」の訪問(country visits)

2015 年アゼルバイジャン訪問報告書 (A/HRC/29/28/Add.1)

- ・当該国で活動する多国籍企業の本国に対して指導原則の実現を勧告

### ③企業に対する通報 (communications) での本国に対する通報

2013 年 6 月 11 日韓国政府に対する通報 (KOR 1/2013)

POSCO 社によるインドでの人権侵害事例 (同時に、受入国インド、POSCO 社に対しても通報)

(2) 普遍的人権条約に基づく人権保障制度

①人種差別撤廃条約

- ・ 2007 年カナダ政府報告審査 (CERD/C/CAN/CO18) でカナダ企業によるカナダ国外での先住民族の土地、健康、生活環境への権利に対してカナダ政府に勧告。
- ・ 2015 年以降、「他国で活動する当事国企業」項目で勧告 (オランダ (CERD/C/NLD/CO/19-21, para.37 (2015)) 及びノルウェー (CERD/C/NOR/CO/21-22, para.23 (2015)))

②社会権規約

- ・ 一般的意見 14 (2000 年、健康への権利) 及び一般的意見 15 (2002 年、水への権利) で登場
- ・ 2011 年ステイトメント(E/C.12/2011/1) : 保護義務としての域外的保護義務、実施措置が政府報告の対象
- ・ 2011 年ドイツ政府報告審査 (E/C.12/DEU/CO/5) において域外的保護義務の違反を勧告
- ・ 2014 年以降「ビジネスと社会権」項目において勧告  
中国 (E/C.12/CHN/CO/2, para.13 (2014))、フィンランド (E/C.12/FIN/CO/6, para.10 (2014))、カナダ (E/C.12/CAN/CO/6, para.15 (2016))、英国 (E/C.12/GBR/CO/6, para.11&12) (2016)
- ・ 2017 年「企業活動に関連して社会権規約上の国家の義務に関する一般的意見」草案 (E/C.12/60/R.1)

33.Extraterritorial obligations arise when a State Party may exercise control, power or authority over business entities or situations located outside its territory, in a way that could have an impact on the enjoyment of human rights by people affected by such entities' activities or by such situations.

\* ビジネスと人権に関する国別行動計画 (NAP) の策定を国家の一般的義務として明記

③子どもの権利条約

- ・ 2009 年以降「子どもの権利とビジネス部門」項目が登場 (域外的保護義務への言及はまだ)、2011 年以降の政府報告審査で域外的保護義務の履行を勧告 (デンマーク (CRC/C/DNK/CO/4, para.30 (2011))、ニュージーランド (CRC/C/NZL/CO/3-4, para.22 (2011))、シンガポール (CRC/C/SGP/CO/2-3, paras. 25-26 (2011))、バーレーン (CRC/C/BHR/CO/2-3, para.21 (2011)) など)
- ・ 一般的意見 16 (2013 年、ビジネス部門の影響に関する国家の義務)

44. Home States also have obligations, arising under the CRC and its protocols, to respect, protect and fulfil children's rights in the context of businesses' extra-territorial activities and operations provided that there is a reasonable link between the State and the conduct concerned. A reasonable link exists when a business enterprise has its centre of activity, is registered or domiciled or has its main place of business or substantial business activities in the State concerned. When adopting measures to meet this obligation, States must not violate the Charter of the United Nations and general international law nor diminish the obligations of the host State under the Convention.  
CRC/C/GC/16, para.44 (2013)

これ以降は一般的意見 16 に言及しながら、「子どもの権利とビジネス部門」項目において域外的保護義務の履行を勧告 (ドイツ (CRC/C/DEU/CO/3-4, paras. 22-23 (2014))、オランダ (CRC/C/NDL/CO/4, paras. 22-23 (2015))、フランス (CRC/C/FRA/CO/5, paras.21-22 (2016)) )

#### 4. 国家の人権保護義務：国別行動計画 (NAP) の策定

##### (1) 指導原則と NAP の策定

- ・ NAP の策定は、指導原則のなかには明記されず。
- ・ 欧州委員会「企業の社会的責任のための EU 新戦略 2011-2014」において加盟国に指導原則を実施するための国別計画の策定が求められたことを受けて、2012 年の第 1 回国連ビジネスと人権フォーラムのセッションのなかで取り上げられた。
- ・ 2014 年国連人権理事会決議 26/22：指導原則の実施として国家に対して NAP 策定が働きかける。
- ・ 2014-2016 年にかけて開発し、2016 年に NAP ガイダンス (最終版) を発表。
- ・ 現在 (2017 年 1 月 30 日現在)、13 カ国<sup>1</sup>が NAP を策定、20 カ国が策定中。

##### (2) 日本における NAP の策定

###### ① 規範 (=NAP を策定する国家の義務) が国内制度へ受容されるための条件

- ・ 「基準は、多くの場合、ただ単純に記録され、履行されるのを待ってそこに『存在する』のではなく、社会的に構築されるものである」 (E/CN.4/2006/97, para.54 (2006))
- ・ 規範のライフサイクルの 3 段階：規範の誕生、規範の伝播、規範の内面化 (=国内制度への受容)
- ・ 非国家主体による規範への広い支持と政府への説得  
=規範が「当然のこととみなされる性質」を持つようになると、これに順応して「規範の内面化」
- ・ 国内の規範 (「CSR は『企業の自主的な取組み』」「人権とは国家に対する権利」) との調整や補完関係の構築

###### ② 日本における規範の内面化に向けた非国家主体の説得：国連 GC および SDGs

- ・ 国連人権理事会、2015 年エルマウサミット首脳宣言などでの NAP 策定の推進
- ・ 日本政府に対する国別行動計画 (NAP) 策定の要請  
GCNJ (2016 年 5 月)、市民社会組織 (2016 年 6 月)、連合 (2016 年 9 月)、日弁連 (2016 年 9 月)
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック「持続可能な調達ワーキンググループ」  
第 8 回 (2016 年 9 月) 資料における「持続可能性に配慮した調達コード (素案)」において、参考にする持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範として指導原則に言及。  
第 11 回 (2016 年 10 月) アジア経済研究所の山田美和氏からヒアリング、「日本の政府はいまのところ反応していないが…」、他の G7 各国は政策化。
- ・ SDGs 推進の基盤としての NAP 策定の要請  
持続可能な開発目標 (SDGs) 推進円卓会議：ビジネスと人権に関する推進施策の必要性の指摘
- ・ 2016 年 11 月 16 日の日本政府ステイトメント

We are committed to the implementation of the Guiding Principles. In this regard, we plan to formulate our National Action Plan in the coming years, and we have started preliminary discussion among relevant ministries, including the Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Justice, the Ministry of Economy, Trade and Industry, and the Ministry of Health, Labour and Welfare.

<sup>1</sup> 英国 (2013 年 9 月、2016 年 5 月)、オランダ (2013 年 12 月)、デンマーク (2014 年 4 月)、スペイン (2014 年夏)、フィンランド (2014 年 10 月)、リトアニア (2015 年 2 月)、スウェーデン (2015 年 8 月)、ノルウェー (2015 年 10 月)、コロンビア (2015 年 12 月)、スイス (2016 年 12 月)、イタリア (2016 年 12 月)、アメリカ (2016 年 12 月)、ドイツ (2016 年 12 月)